

## 公共交通乗用具搭乗中等の保険金増額支払特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS & AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
う	運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
こ	公共交通乗用具	航空法（昭和27年法律第231号）、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）、海上運送法（昭和24年法律第187号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。
し	傷害補償特約	傷害補償（MS & AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、次のいずれかに該当する間に急激かつ偶然な外来の事故による傷害を被ったときは、この特約、交通事故危険のみ補償特約、傷害補償特約および普通保険約款の規定により支払われる傷害保険金の額に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加して支払います。

① 運行中の公共交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注1）に乗客として搭乗している間（注2）

② 乗客（注3）として改札口を有する公共交通乗用具の乗降場構内（注4）にいる間（注1）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所は含みません。

（注2）運行中の公共交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に乗客として搭乗している間には、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間は含みません。

（注3）乗客には、入場客を含みます。

（注4）乗降場構内とは、改札口の内側をいいます。

### 第2条（他の特約との関係）

この保険契約に他の特約（注）が適用される場合には、第1条（保険金を支払う場合）

の規定に基づき支払う保険金の額は、他の特約（注）がないものとして算出した額とします。

（注）他の特約とは、傷害補償特約の規定により支払う傷害保険金を2倍、増額または追加して支払う旨のこの特約以外の特約をいい、支払日数または支払期間を延長して支払う旨の特約を含みません。

### 第3条（傷害補償特約の適用方法）

第1条（保険金を支払う場合）の規定により傷害後遺障害保険金を支払う場合には、傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）（1）および第5条（傷害後遺障害保険金の計算）（6）の規定を適用するときの傷害後遺障害保険金は第1条（保険金を支払う場合）の規定を適用する前のものをいいます。

### 第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。